

# 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令 の一部を改正する省令案について

令和 8 年 3 月  
自治財政局交付税課

## 1. 概要

地域再生法に基づき、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合等を定める省令について、適用期限の延長を行う。

## 2. 主な改正内容

### (1) 適用期限の延長

- ・ 令和 8 年 3 月 31 日に適用期限を迎える地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令について、国税の特例措置の延長を踏まえ、期限を 2 年延長（令和 10 年 3 月 31 日まで）。

### (2) その他所要の規定の整備

- ・ 地域再生法の規定を踏まえた所要の規定の整備。

## 3. 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日